

令和5年度・第5回農業委員会総会議事録

開催日 令和5年8月25日（金） 13：00～14：30

開催場所 横脇公民館 第1会議室～第3会議室

出席委員（18名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠員（0名）

欠席委員（1名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（20名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梢
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（1名）

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・田上G員・泉G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____印

議事録署名者 7番 _____印

8番 _____印

議事録作成者 局長代理 _____印

令和5年度 第5回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

- 報告第13号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第15号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第16号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

- 議案第48号 農地法第4条許可申請書の取下げ願いの承認について（知事処分）
- 議案第49号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第51号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）
- 議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第53号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第54号 非農地証明願承認について
- 議案第55号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第56号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第57号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
- 議案第58号 農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について
- 議案第59号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第60号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第61号 薩摩川内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る農業委員会の意見について

7 その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【13：00開会】

議長 ただ今から、第5回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 委員の出席状況について、報告いたします。
定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は1名で15番：西裕一郎委員であり、欠席届が提出されております。なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は20名で、欠席委員は1名で29番：中川委員であり、欠席届が提出されております。
以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。
まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の1ページをご覧ください。
8月3日は甑島農林漁業者との意見交換会が甑島で開催され、磯道委員、事務局職員が出席されています。
8月7日は、常設審議委員会がアートホテルかごしまで開催され、会長が出席されています。
7日に第32回薩摩川内市都市計画審議会が本庁舎第2委員会室で開催され、下茂代理が出席しております。
10日と11日が定例の現地調査です。
16日に第4回運営委員会を本庁舎502会議室で開催しております。
22日に農業者年金加入推進特別研修会がアートホテル鹿児島で開催され、加入推進部長が出席されています。
そして、本日第5回農業委員会総会が樋脇公民館で開催となっています。以上、説明を終わります。

議長　主要事務処理経過報告が事務局よりございました。

8月7日第32回都市計画審議会に下茂代理が出席されておりますので、下茂代理に報告をお願いいたします。

下茂委員　9番　下茂が令和5年8月7日　薩摩川内市都市計画審議に出席いたしましたので一部簡単に報告をいたします。

まず、海崎にある海崎パークという地域があるのですが、都市開発公社が管理しておりましたが、管理課が都市計画課に変更となりました。

薩摩川内市にお住いの方でよく話が出るのが、京セラから旧火葬場の近くを通って、267号線の現在水道局があるところと上川内派出所の大きな道路ができているのですが、その間にある道路についての検討会が行われまして道路の幅を18メートルから16メートルに縮小するという計画について話し合いが行われました。

あと、都市計画に関する取り組みとして人口減少・高齢化等の話が出ましたけれども内容については割愛させていただきます。以上、報告を終わりります。

議長　それでは、只今の報告につきまして、皆様方から何か御質疑ございませんか。

委員　（なしの声あり）

議長　なしということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員　（はいの声あり）

議長　ご異議ございませんので、

7番：木場 祐二郎委員

8番：中島 弘和委員にお願いいたします。

それでは、早速、会次第5の報告に入らせていただきます。

まず、報告第13号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理　報告第13号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください

い。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 13 番の 1 件です。登記地目 田 1 筆 400 m² の届出がありました。

内容といたしましては、受理番号 13 番については、盛土して、畑のための届出です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領 3 の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 13 号に係る説明を終わります。

議長　　ただ今、事務局より報告第 13 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　質疑がありませんので、報告第 13 号を終ります。

続きまして、報告第 14 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理　　報告第 14 号を説明いたします。資料は 3 ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号 34 番から 36 番までの 3 件です。登記地目 田 5 筆 3,990 m²、その他の地目 1 筆 798 m²、合計 6 筆 4,788 m² の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納はありません。

薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 14 号に係る説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局より報告第 14 号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　質疑がありませんので、報告第 14 号を終ります。

次は報告第 15 号「非農地証明発行の専決処分について」を議

題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第15号を説明いたします。資料は4ページから6ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号33番から45番までの13件で、登記地目 田21筆 11,159.80 m²、畠6筆 3,151 m²、合計27筆 14,310.80 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第15号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局より報告第15号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第15号を終ります。

次に、報告第16号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第16号を説明いたします。資料は7ページをご覧ください。

今月は、受理番号7番から8番の2件で、登記地目 田1筆 973 m²、畠1筆 293 m²合計2筆 1,266 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、それぞれご参照ください。

いずれも、転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

なお、現地確認については、受理番号7番は木下 博英 委員、8番は山路 一浩 委員が調査され、転用目的どおり利用されて

いることを確認していただきました。

以上で、報告第16号に係る説明を終わります。

議長　　ただ今、事務局より報告第16号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　質疑がありませんので、報告第16号を終ります。

それでは会次第6の議事に入ります。

先ず、議案第48号「農地法第4条許可申請書の取下げ願いの承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　議案第48号を説明いたします。資料は8ページをご覧ください。

今月の申請は、受理番号1番の1件で、登記地目　畠2筆84m²の申請がありました。

内容としましては、1番は、令和5年6月25日開催 第3回総会 議案第27号5番 農地法第4条 転用目的「法面保護」で許可相当を意見決定し、県知事へ進達しておりましたが、「法面保護」の目的が、隣接地を宅地造成する事業者が、転用主体であるとの指摘を県から受け、農地法第4条申請書を取下げ、事業者から農地法第5条許可申請を再度申請するものです。

なお、第5条許可申請は、今月末、提出予定となっています。

以上で議案第48号に係る説明を終わります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　ないようですので、一括して採決いたします。

議案第48号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　(挙手)

議長　　賛成全員であります。議案第48号は、原案のとおり承認され

ましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議案第49号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第49号を説明いたします。資料は9ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号10番から11番までの2件で、登記地目 畑2筆 76.92m²の申請がありました。

内容としては、10番は、物置・カーポートを整備されるものです。なお。施工済のため始末書添付となっています。

11番は、一般住宅の目的で申請されるものです。仮換地実測3.65m²で937番6宅地 外2筆 仮換地実測161.64m²と一体利用で仮換地実測総面積165.29m²となります。

以上2件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第49号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終りました。

ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 12番 有馬が、10番と11番を報告します。

去る8月10日、田中推進委員と事務局 平局長・西職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

受理番号10番について、位置図4ページ、調査表2ページをご覧ください。

申請地の現況は、駐車場・物置が設置され、始末書が添付されておりました。

次に、受理番号11番について、位置図5ページ、調査表3ページをご覧ください。

申請地の現況は、自己保全管理されておりました。

受理番号10番、11番ともに申請書に添付しております被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載しております。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相

当と判断しました。以上です。

議長　　ただ今、調査員の報告が終りました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第49号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　(挙手)

議長　　賛成全員であります。議案第49号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第50号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　議案第50号を説明いたします。資料は10ページから13ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号58番から67番までの10件で、登記地目 田7筆4, 476m²、畑7筆1, 852m²、合計14筆6, 328m²の申請がありました。

内容について説明いたします。

58番、60番は、一般住宅。61番は、特定建築条件付売買予定地。64番は、宅地分譲。67番は、共同住宅と駐車場の目的でそれぞれ申請されるものです。

61番は、4974番2 宅地 679.43m²と一体利用で総面積956.43m²となります。

64番は、仮換地実測838.98m²で、1503番 原野 外2筆 仮換地実測1, 015.89m²と一体利用で、仮換地総実測面積1, 854.87m²となります。

59番は、自治会がゴミステーションの目的で申請するものです。

62番は、貸倉庫・貸駐車場。63番及び65番は、駐車場、66番は、物置と駐車場の目的で申請されるものです。

以上10件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第50号に係る説明を終わります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員　12番　有馬が、58番から59番を続けて報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

58番は、位置図6ページ、調査表4ページをご覧ください。
申請地の現況は、自己保全管理されておりました。

59番は、位置図7ページ、調査表5ページをご覧ください。
申請地の現況は、自己保全管理されておりました。

それぞれ、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

木下委員　10番　木下が、60番を報告します。

去る8月10日、中川推進委員と事務局　梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。位置図8ページ、調査表6ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

永留委員　13番　永留が、61番を報告します。

去る8月10日、竹田推進委員と事務局　杉安・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図9ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

木下委員　10番　木下が、62番から64番を続けて報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

62番は、位置図10ページ、調査表8ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。

63番は、位置図11ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されておりました。

64番は、位置図12ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。

それぞれ、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

有馬委員 12番 有馬が、65番から66番を続けて報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

受理番号65番は位置図13ページ、調査表11ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。

次に、受理番号66番は位置図14ページ、調査表12ページをご覧ください。

申請地の現況は、自己保全管理されておりました。

受理番号65番、66番とともに、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

木下委員 10番 木下が、67番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図15ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されておりました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終りました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第50号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第50号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第51号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第51号を説明いたします。資料は14ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号68番の1件で、登記地目 畑1筆 556m²の申請がありました。

内容について説明いたします。

68番は、申請地の贈与を受け、一般住宅を整備するものです。一般住宅500m²を超過しているため、地積超過理由書が添付されています。約105m²は、通路として利用することが、超過理由となっています。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第51号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 13番 永留が、68番を報告します。

調査日・調査員は先ほどの通りです。

位置図16ページ、調査表14ページをご覧ください。申請地の現況は、畠で保全管理されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相
当と判断しました。

議長　　ただ今、調査員の報告が終りました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第51号につきまして、原案のとおり意見決定することに
賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　(挙手)

議長　　賛成全員であります。

議案第51号につきまして、原案のとおり意見決定することに
決しました。許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達するこ
とに決定します。

次の議案第52号「農地法第5条の規定による農地等の貸借権
設定許可申請承認について」は、営農型太陽光発電施設への転用
の関係で最後に審議いたします。

次に、議案第53号「農地法第5条の規定による農地等の使用
貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　議案第53号を説明いたします。資料は20ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号81番の1件で、登記地目　畠1筆
 528m^2 の申請がありました。

内容といたしましては、81番は、申請地を義父から借り受け
て、一般住宅の目的で申請されるものです。

一般住宅を整備するものです。一般住宅 500m^2 を超過してい
るため、地積超過理由書が添付されています。

接道する市道の幅員が4m以下であるため、 29m^2 の中心後退
する必要があることが、超過理由となっています。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類
審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第53号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 12番 有馬が81番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図 25ページ、調査表 27ページをご覧ください。

申請地の現況は、自己保全管理されておりました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終りました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第53号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第53号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第54号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第54号を説明いたします。資料は21ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、11番から13番の3件で、登記地目 田1筆 364m²、畑3筆 561m²、合計4筆 925m²の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、11番は相続する以前から耕作しておらず、山林化しております、山林へ地目変更するための申請です。

12番は、相続する以前から耕作しておらず、原野化しております、

原野へ地目変更するための申請です。

13番は、平成10年ごろから耕作しておらず、原野化しており、原野へ地目変更するための申請です。

従って、非農証地明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第54号に係る説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下　委員　11番と12番を報告いたします。

10番　木下が、11番と12番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

11番、位置図25ページ、調査表28ページをご覧ください。

申請地の現況は、山林です。申請人が相続する以前から管理されておらず、山林化しております。

12番は、位置図26ページ、調査表29ページをご覧ください。

申請地の現況は、原野です。申請人が相続する以前から管理されておらず、原野化しております。

それぞれ、周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

梶原　委員　18番　「梶原」が、13番を報告します。

8月11日、高木推進委員と事務局　杉安・田上職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図28ページ、調査表30ページをご覧ください。

申請地の現況は、草木が繁茂している状況でした。備考欄に記載のとおり遠方居住等の理由により　管理が困難であり　平成10年頃から耕作していないとのことです。農地性を喪失し、再生利用は困難と判断されます。

周辺農地への影響もないことから、証明書を発行しても差し支えないと考えます。以上です。

議長　　ただ今、調査員の報告が終りました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

~~委員・推進委員~~

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第54号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。議案第54号「非農地証明願承認について」は原案どおり決定されました。

次は、議案第55号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第55号を説明いたします。資料は22ページから23ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号57番から62番の6件で、田4筆2, 747m²、畠4筆1, 374m²、合計13筆4, 121m²の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」等、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

58番の譲受人は、現在、沖縄在住ですが、自衛隊に勤務され、帰郷される予定ですが、帰郷されるまでの期間は、市内在住の祖父が農地を管理することです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第55号に係る説明を終ります。

議長

ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 10番 木下が57番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
位置図 28ページ、調査表 31ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されておりました。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とともに問題はなく、果樹等の栽培予定です。申請は許可相当と考えます。以上です。

永留委員 13番、永留が、58番から59番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
58番は、位置図 28ページ、調査表 32ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていました。
59番は、位置図 29ページ 調査表 33ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。
申請はいずれも規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とともに問題なく、申請は許可相当と考えます。

梶原委員 18番 「梶原」が、60番から62番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
60番 位置図 31ページ、調査表 34ページをご覧ください。申請地の現況は、保全管理の状況でした。権利取得者は、規模拡大のための権利取得です。
経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とともに問題はなく、許可相当と判断しますが、今後利用状況の確認が必要と考えます。
61番 位置図 30ページ、調査表 35ページをご覧ください。
申請地の現況は、保全管理の状況でした。権利取得者は、規模拡大のための権利取得です。
経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とともに問題はなく、許可相当と判断しますが、今後利用状況の確認が必要と考えます。
62番 位置図 30ページ、調査表 36ページをご覧ください。
申請地の現況は、保全管理の状況でした。
権利取得者は61番の申請者に同じで、規模拡大のための権利取得です。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とともに問題はなく、許可相当と判断しますが、今後利用状況の確認が必要と考えます。以上です。

議長　　ただ今、調査員の報告が終りました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第55号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の举手を求めます。

全委員　　(举手)

議長　　賛成全員であります。議案第55号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
次は、議案第56号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　議案第56号を説明いたします。資料は24ページから25ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号63番から67番の5件で、登記地目田10筆4, 749m²、畑2筆1, 122m²、合計12筆5, 871m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、いずれも「親子間」「知人間」等の贈与によるものです。

なお、65番は、新規営農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第56号に係る説明を終ります。

す。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員　　63番を報告いたします。

13番、永留が、63番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図31ページ、調査表37ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

申請は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

山路委員　　14番　山路が、64番を報告します。

8月11日、大田推進委員と事務局　西・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図　32ページ、調査表　38ページをご覧ください。

申請地の現況は、田、畑で耕作されていました。親から譲り受け営農をするための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

梶原委員　　18番　梶原が、65番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図　34ページ、調査表　39ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されております。

権利取得者は、新規就農者のため営農計画書が添付されております。経営意欲も高く、地域調和要件等に問題はなく、許可相当と考えます。以上です。

牧田委員　　5番　牧田が、66番と67番を報告します。

8月8日谷山委員と事務局　西・泉職員と現地調査を実施いたしました。

66番は位置図35ページ、調査表40ページをご覧ください。

67番は位置図35ページ、調査表41ページをご覧ください。

申請地の現況は、66番は畠、67番は田でいずれも耕作されております。

権利取得者は、いずれも知人からの遺贈であり規模拡大のため

の権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件等に問題はなく、許可相当と考えます。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終りました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

梶原主幹 事務局からです。調査表の差し替えがあります。当日配布分にあります40ページ、41ページの調査表の差し替えをお願いいたします。以上です。

議長 何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第56号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第56号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第57号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」と、議案第58号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」は、営農型太陽光発電施設と関連がありますので、最後に審議いたします。

次は、議案第59号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものであります。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第59号を説明いたします。資料は30ページから31ページをご覧ください。

今月の申請は、田1, 756m²、畑2, 992m²、合計4, 748m²の申請がありました。

利用権設定2件中、認定農業者等に係わる分は1件です。
申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に

基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第59号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　(挙手)

議長　　賛成全員であります。議案第59号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第60号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　議案第60号を説明いたします。資料は32ページから35ページをご覧ください。

今月の申請は、田22, 633m²の申請がありました。

管理権設定18件中、認定農業者等に係る分は11件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　ないようですので、一括して採決いたします。

議案第60号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第60号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することいたします。

それでは、議案52号、議案57号、議案58号を審議しますが、先ず、議案第52号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」と、議案第58号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」ともに関連がありますので、一括審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第52号及び議案第58号について説明いたします。資料は15ページから19ページ、27ページから29ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

議案第52号の申請は、受理番号69番から80番の12件で、登記地目 田7筆9.82m²、畑10筆13.93m²、合計17筆23.75m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、営農型太陽光発電施設のための一時転用です。太陽光パネルは、12件とも156枚、引込柱1本となっています。

農地利用状況調査で荒廃農地の判定をしているので、一時転用の更新は10年となります。

また、営農計画では、ソバを栽培する予定であり、2.0mの高さが確保されて、農機具で作業ができない箇所は、人力で作業することとなっています。

栽培するソバであるため、畦畔や土側溝を作る対策を図ることとしています。

続いて、議案第58号について説明いたします。受理番号69番から81番までの13件で、登記地目 田7筆5,675m² 畑7筆 9,263m²の申請がありました。

申請内容は、先ほど説明した営農型太陽光発電施設の一時転用に伴う区分地上権設定であります。

設定期間は、転用許可後10年間。地上2.6mから3.6m

のパネル設置空間に対する区分地上権です。

地上権のうち、区分地上権は、農地法第3条第2項ただし書に規定する農作業従事要件、全部効率要件は対象外となります。

議案第52号及び議案第58号は、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で、議案第52号及び議案第58号に係る説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木場委員　7番　木場が、議案第52号及び議案第58号について、報告します。

去る8月11日、鬼塚推進委員と事務局 平局長及び梶原職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

議案第52号は、第2回総会 議案第19号34番及び第4回総会 議案第45号56番で合同会社伊佐ファームが使用貸借権と設定した25筆の農地のうち、17筆について、営農型太陽光発電施設の一時転用申請がされたものです。

一時転用の期間は、荒廃農地を活用する場合、10年間の更新となり、継続して適切な営農を行うことが条件となります。

69番及び77番の現況は、原野化しており、湿田であるため、形質変更届で盛土することとしています。

70番、74番の現況は、原野。71番、72番、73番、78番の現況は、山林の状態のままでした。

75番、79番、80番は、農地復元してきましたが、畑として利用する場合は、排水対策が必要です。

76番は、雑木等の伐採を終えておりましたが、段差があり、農作業効率を考えると整地が必要です。

それぞれ、申請書に添付しております被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議案第58号は、議案第52号の一時転用許可をする農地に区分地上権を設定するものです。

区分地上権の内容としては、期間を、転用許可後10年間、地上2.6mから3.6mにパネル設置するものです。

全部効率要件及び地域調和要件は、区分地上権には関係ないため、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終りました。
ここで、協議会に切り替えます。

(協議会に移行)

(協議会終了)

議長 質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、初めに議案第52号について採決いたします。原案のとおり処分決定することに賛成の方の举手を求めます。

全委員 (举手)

議長 賛成全員であります。議案第52号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に議案第58号について採決いたします。
原案のとおり処分決定することに賛成の方の举手を求めます。

全委員 (举手)

議長 賛成全員であります。議案第58号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第57号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第57号を説明いたします。資料は26ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号68番の1件で、登記地目 田4筆
2, 731 m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、「規模拡大」のための使用貸借権設定によるものです。

備考欄にあるように農地利用状況調査で荒廃農地の判定をしており、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

ソバを耕作する計画であります。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、農作業従事日数や地域調和要件は問題ありませんが、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件に懸念する点があります。

樋脇地域及び入来地域の現地調査をされた委員の報告を受けて、当委員会での許可等の決定をお願いします。

以上で、議案第57号に係る説明を終ります。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木場委員　7番　木場が68番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

68番　樋脇分、位置図36ページ、調査表37ページをご覧ください。

申請地の現況は、耕作されておらず、登記面積欄の下段に記載のとおり、利用状況調査で荒廃農地と判定している農地です。

申請者において、農地復元し、ソバを栽培予定です。荒廃農地のため、1年目は伐採等の農地復元作業を行い、2年目以降から耕作を開始する営農計画書が添付されています。これにより、遊休農地の解消が図られる可能性があります。

また、営農型太陽光発電設備を設置予定で、今後、農地の一時転用申請が提出されるものと思われます。

なお、農地所有適格法人でないため、解除条件付きの契約書が別途添付されており、耕作されない場合、契約を解除できることとなっています。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高いですが、申請書や営農計画書だけでは、次の点について、懸念します。

- ①申請者の耕作地が広域に渡り、点在していること
- ②農業従事者の確保について、具体的な詳細計画がないこと
- ③法人の構成員が一人であり、不測の事態の場合に事業の承継が危ぶまれること

よって、調査委員として、許可相当と判断することは困難と考えます。農業委員会の組織として、総合的に判断していただきたいと存じます。以上です。

梶原委員　18番　梶原が、68番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

68番 入来町分は、位置図 37ページ、調査表 43ページをご覧ください。

申請地の現況は、耕作されておらず、登記面積欄の下段に記載のとおり、利用状況調査で荒廃農地と判定している農地です。

木場委員の説明のとおり、農地復元し、ソバを栽培予定です。

また、同じく荒廃農地のため、1年目は伐採等の農地復元作業を行い、その後2年目に耕作を開始する営農計画書が添付されています。

木場委員の報告のとおり、懸念事項がありますので、農業委員会の組織として総合的に判断していただきたいと存じます。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終りました。
ここで、協議会に切り替えます。

(協議会へ移行)

(協議会終了)

議長 総会に返します。
意見を山路委員、お願ひいたします。

山路委員 嘴託員（補助職員）の明確な氏名・人数・期間等を明記した書類を揃えてあれば賛成できますが、書類不備の今の状態では賛成できません。以上です。

梶原主幹 山路委員が言われたことを整理いたしますと、申請書には運営計画等が具体的に記載されていないので、伊佐ファームに営農計画などをまとめた書類を提出してもらい、使用対策の許可について判断したいというご意見でよろしいでしょうか。

山路委員 はい。そうです。

議長 他に意見はございませんか。

委員・運営委員 (なしの声あり)

議長 他に意見がないようですので、議案第57号は 保留の挙手を

求めます。

保留の方、挙手をお願いします。

委 員

(挙 手)

議 長 賛成が過半数に達しましたので議案第 57 号の案件は保留とい
たします。

次に議案第 61 号「薩摩川内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更等に係る農業委員会の意見について」を議題といたします。

市農業政策課からこの件について、ご説明をお願いいたします。

農業政策課 今回、「薩摩川内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更等に係る農業委員会の意見について」という依頼をさせていただいております。

前もって、基本構造の変更案と新旧対照表をお送りさせていただいておりますので細かい説明等は省いて、なぜこのようなことをしないといけないかという事を説明いたします。

農業基盤促進法が改正されまして、令和 5 年 4 月 1 日に施行されております。これに基づき県の基本方針が変更され 6 月末に改正されております。その変更を受け、市町村が各自に作成している基本構想の変更を通知いただいているます。

それについて今年の 9 月末までに変更するということで、それに基づき手続きを進めているところです。

今回の変更は県の指示に基づき事務的な変更の要素が大きいのですが、地域計画が以前は人・農地プランという表現だったのですが、今回の改定で地域計画という表現をしているところが大きな変更点になっております。

前回、令和 3 年度に見直しをしているところもありますが、今回はどうちらかというと法令改定に伴い事務的な改正になっています。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ただ今、農業政策課の説明が終りました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

中島委員 8 番 中島です。

基本構造の変更という事で、文言的・規則の変更で問題はないとは思うのですが、個人経営体の部分ですが、これは認定農

業家への基盤となるものと同じですか。

農業政策課 その通りです。これに基づき認定農業者への認定に係る審査
ということで営農累計表を使っているという状況です。

中島委員 質問です。実際の営農累計を見ると実際の認定農家の要件等とは合致しない部分がたくさんあると思いますが、この部分に関しては市では変更の予定はないのでしょうか。

農業政策課 おっしゃる通り、社会的情勢の変更だったり、国際情勢の変化など、状況に応じながら変更ということが必要になってくるかと思います。

ただ、それが毎年とか、すぐにという事が難しい状況で、定期的な変更は5年程度となります。

見直しはしていきたいと考えております。

中島委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 他に御質疑ございませんか。

議長 ないようですので、議案第61号について採決いたします。
原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第61号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して薩摩川内市長に書類を進達することに決定いたします。

議長 以上で本日の議案の審議は、全て終りました。

次は、会次第7のその他に入ります。

9月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理 つづきまして、9月行事予定（案）について説明いたします。
お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。
まず、現地調査ですが、11日（月）が本土川内地域、8日（金）

が本土4支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑島地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

本庁班は、午前8時10分までに農業委員会事務局にご集合ください。

支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の9月総会は9月25日（月）午後1時から、次回は、セントピアを予定しています。

裏面は9月から11月の行事予定を記載しております。

9月12日から9月13日にかけて鹿児島サンロイヤルホテルにおいて鹿児島県女性委員の会総会研修会が開催されます。次の日は、鹿児島県農業開発総合センターで視察研修となります。11月7日から11月8日にかけて農業委員会先進地研修が栃木県足利市、11月21日から11月22日にかけて山口県山陽小野田市で開催されます。この農業委員会先進地研修については、最適化推進会議で詳しく説明いたします。

次に、11月13日から11月14日にかけて九州・沖縄ブロック研修会が熊本県ANAグランドプラザホテルで開催されます。女性委員の方々はよろしくお願ひいたします。

お忙しい中、恐縮ですが、委員の皆様方は日程調整方よろしくお願ひいたします。

その他の行事は今後の予定等にお役立てください。

議長　　ただ今、事務局の説明が終りましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局　　(なし)

議長　　それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　ないようですので、これをもちまして第5回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理　　皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉会」

【終了　15：40】